

はじめに

2010年代に入って以降、全国的な少子高齢化による人口減少の傾向が表れ始める中、多くの自治体ではそのことによる課題が大きいのしかかっています。本市においては、その進行度合いが他の自治体に比べると緩やかで、今後も人口増加が見込まれております。しかし、他の自治体とは状況が異なるものの、将来的には同じ課題を抱えることになると考えております。

また、住民の課題としては、多くの自治体と同様に、高齢者や障がい者、子育てや生活困窮等が相互に絡み合うことで問題が複雑かつ多岐に及び場合があります、多様な問題に対して包括的な支援を提供することが求められております。



一方、近年、地球温暖化等の影響により、全国各地で多発する自然災害は被害の大規模化、甚大化が顕著となっており、災害に対する備えと発生後の迅速で適切な対応がますます求められております。

そして、令和2年に発生、感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼし、これまでに経験したことのない『新しい生活様式』の実践と定着が求められ、人とのかかわりが不可欠な福祉分野にとっては、明確な出口が見えない新たな課題が示唆されているところです。

このような中、「富谷市総合計画」に基づき、福祉に関する各個別計画を横断的に接続し、福祉分野の上位計画として、今回「富谷市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、富谷市社会福祉協議会の「地域福祉活動推進計画」、宮城県の「地域福祉支援計画」との整合を図りながら、更に「成年後見制度利用促進基本計画」、「生活困窮者自立支援計画」、「自死対策計画」の3つの計画を包含し、分野に捉われず「支え手・受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりが役割を持ち、地域でつながり助け合いながら地域をつくっていく地域共生社会の実現を目指した計画となっております。

今後は、市民、富谷市社会福祉協議会、事業者・関係機関等と理念や方向性を共有し、地域福祉の更なる向上に結び付くよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました地域福祉計画推進協議会の皆様、多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様や各事業所など、各方面の皆様に衷心より感謝申し上げます。

令和3年3月

富谷市長 **若生 裕俊**

目次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 地域福祉について.....	1
2 地域福祉計画策定の背景.....	3
3 地域福祉計画とは.....	4
4 計画の位置づけと計画期間.....	5
5 計画の策定方法.....	6
6 地域の範囲の考え方.....	6
7 各種調査の実施概要.....	7
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状と課題	9
課題1 地域福祉の推進に向けた意識の醸成.....	9
課題2 地域で助け合い・支え合うための地域力の向上.....	14
課題3 誰もが安心して生活できる環境の整備.....	22
課題4 地域・事業所・団体・行政の連携体制の強化.....	29
第3章 本市の地域福祉の方向性	34
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 施策の体系.....	36
第4章 施策の展開	37
本計画における重点施策.....	37
基本目標1 とともに学び、ともに活かす.....	38
基本目標2 地域でつながり、守り育む.....	47
基本目標3 自分らしく暮らせる地域を築く.....	58
基本目標4 地域福祉の輪を広げる.....	74
第5章 計画の推進体制と評価	80
1 計画の推進体制.....	80
2 計画の進捗評価.....	81

資料編	82
1 富谷市地域福祉計画推進協議会条例.....	82
2 富谷市地域福祉計画推進協議会要綱.....	83
3 富谷市地域福祉計画推進協議会 委員名簿.....	84
4 富谷市地域福祉計画推進本部会議要綱.....	85
5 富谷市地域福祉計画検討委員会要綱.....	87
6 策定経過.....	89

※本計画では以下3計画を包含し、一体的に策定しています。(「第1章 3 地域福祉計画とは」参照)

- ・『成年後見制度利用促進基本計画』:基本目標3 方向性2 権利擁護の推進と体制づくり (P61~P62)
- ・『生活困窮者自立支援計画』 :基本目標3 方向性3 一人ひとりの状況に応じた支援の展開(P63~P65)
- ・『自死対策計画』 :基本目標3 方向性5 生きるための包括的支援の体制づくり(P70~P73)

第1章 地域福祉計画の概要

1 地域福祉について

(1) 地域福祉とは



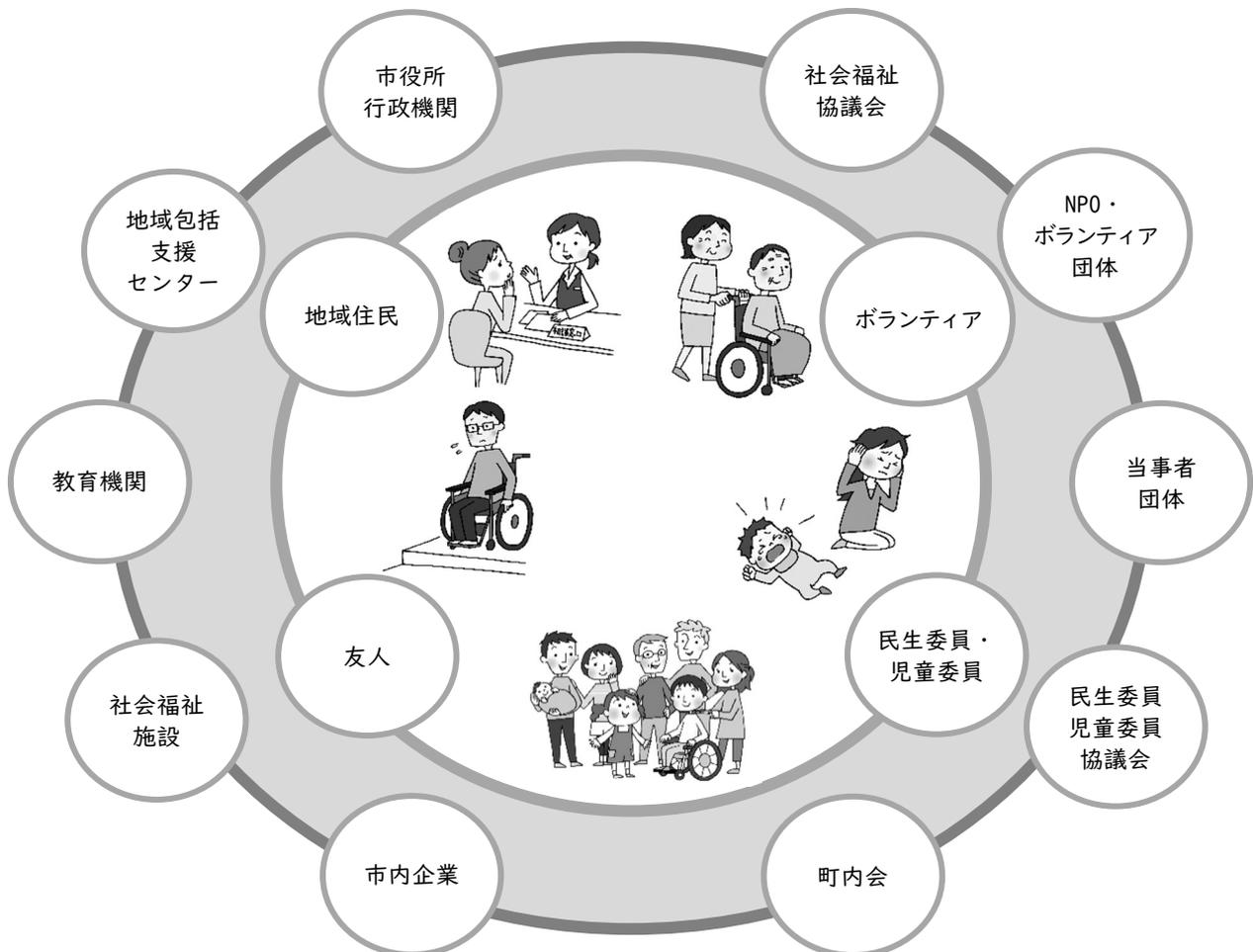
誰もが幸せに暮らせる地域であるために、住民一人ひとりが住んでいる地域にある困りごとを「自分のこと」としてとらえ、「幸せづくりの担い手」となって、みんなで支え合っていくことピヨ！

「福祉」は、「しあわせ」という意味を持つ「福」と「さいわい」という意味を持つ「祉」が組み合わされた“幸せ”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

■地域福祉の取り組みイメージ



(2) 「自助」、「互助・共助」、「公助」の考え方



地域の中での

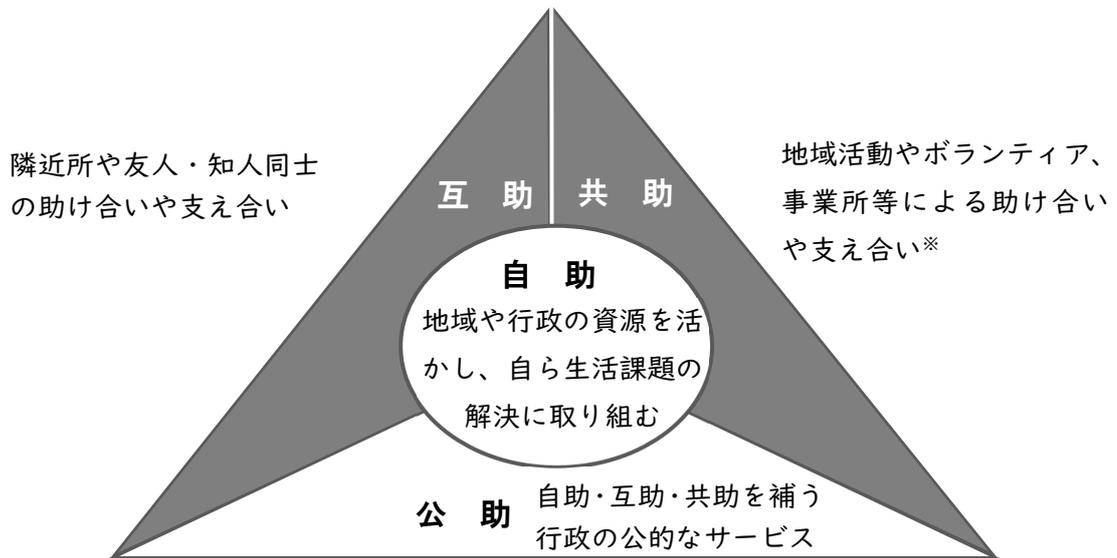
住民同士の助け合いや支え合い(互助・共助)

が大切ピヨ!

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要となり、「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。

その中でも、今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政だけでなく、地域の中での住民同士の助け合いや支え合い(互助・共助)を進めていく必要があります。

■富谷市における「自助」「互助・共助」「公助」の考え方



※介護保険では、制度化されている費用負担による助け合いや支え合いを「共助」として位置づけていますが、本計画では市民協働の推進にあたり、上記の考え方を「共助」として位置づけています。

互助・共助の取り組み例

日頃のあいさつ



声かけ・見守り



生活支援



地域活動等への参加・交流



2 地域福祉計画策定の背景



分野や「支え手・受け手」という関係を超え、住民一人ひとりが役割を持ち、地域でつながり、ともに助け合いながら地域をつくっていく「**地域共生社会の実現**」を目指しているピョ！

(1) 国・宮城県の動き

国では、平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、地域において支援を必要とする人の把握・支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などについて、地域福祉計画に盛り込むことなど様々な通知が示されてきました。

それに伴い、宮城県では令和3年3月に「宮城県地域福祉支援計画(第4期)」を策定し、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を目指しています。

また、平成30年10月には「宮城県自死対策計画」を策定し、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けた関係機関の取り組み支援や連携を行っています。

なお、令和2年の初めから新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、新しい生活様式への転換が求められるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

社会動向	少子高齢化、人口減少の進行、現役世代の急減	地域の担い手の減少、近所付き合いの希薄化、社会的孤立	制度の狭間・複合的な課題を抱える世帯の顕在化
国の動向	地域共生社会の実現		
	地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくり	地域づくりの取り組みへの支援と地域課題を公的な福祉サービスへつなぐための「丸ごと」の総合相談支援体制の整備	
	社会福祉法の改正		
	地域住民等は生活課題を把握し、解決を図る 「地域福祉計画」策定の努力義務	市町村は生活課題の解決に向け、包括的な支援体制を整備するよう努める	生活課題の解決や地域福祉の推進に向け、「重層的支援体制整備事業 [*] 」の実施
宮城県の動向	自殺対策基本法の改正		成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
	「自死対策」が「個人の問題」から「社会の問題」として認識され、「市町村自殺対策計画」策定の義務化	高齢化や生活課題の複雑化等により、権利擁護支援が求められており、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定が規定	
	宮城県地域福祉支援計画(第4期)		宮城県自死対策計画
	視点1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進 視点2 ネットワークによる活動の促進 視点3 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成	目標：令和8年の自殺死亡率を平成27年より3割以上減少	

^{*}生活課題を抱える地域住民の支援や地域福祉を推進するために必要な環境の整備に向け、各福祉分野に分かれていた相談支援や情報提供、助言等を一体的に行う事業。

(2) 富谷市の動き

本市では、『住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～』を将来像に、6つの基本理念と4つのまちづくりの基本方針を推進してきました。なかでも、健康・医療・福祉分野では、「元気と温かい心で支えるまち！」を目標に各種施策を展開してきました。

これまでの社会動向を踏まえ、分野ごとや行政だけでなく市民や関係機関が連携しながら、より一層横断的かつ総合的に課題解決に取り組んでいくため、「**富谷市地域福祉計画**」を策定します。

3 地域福祉計画とは



社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」で、まちの将来を見据えた**地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画**ピョ！

■社会福祉法（令和3年4月1日一部改正）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

各市町村の社会福祉協議会*1が策定する「地域福祉活動計画※」と連携・協働し、行政等による公的な福祉サービスと住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動が一体となり、包括的に支援していく仕組みをつくり、地域福祉を計画的かつ効率的に展開していくことが重要となります。

※市町村が策定する地域福祉計画と連携協働し、住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画です。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の位置づけ



本市においては、生活課題の多様化・複雑化を踏まえ、成年後見制度の利用促進を図る『**成年後見制度利用促進基本計画**』*2、複合的な生活課題などにより、生活に困窮している方々の自立を支援する『**生活困窮者自立支援計画**』*3、自死対策を総合的かつ効果的に進めるための『**自死対策計画**』*4の3つの計画を「地域福祉計画」に包含し、一体的に策定します。

*1 社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、市や関係機関と連携しながら、地域におけるつながりの強化と地域福祉の推進に取り組んでいます。

*2 成年後見制度の利用促進に関する法律第23条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」

*3 生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立支援計画」

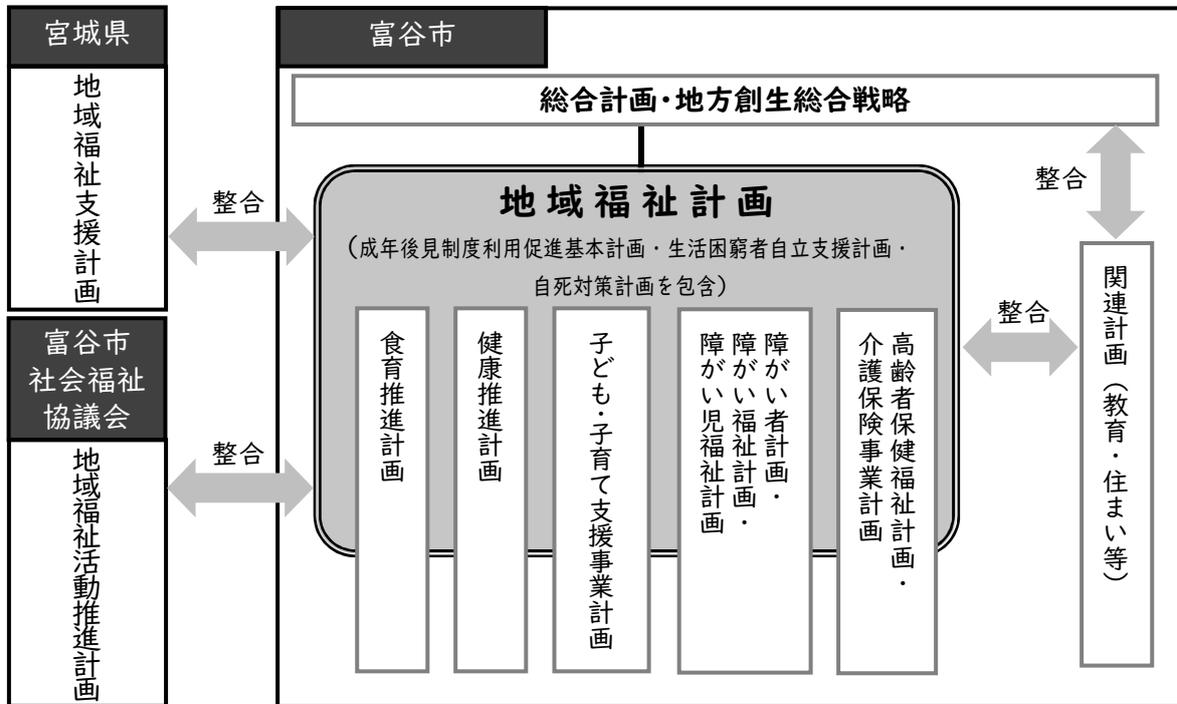
*4 自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」

4 計画の位置づけと計画期間



総合計画に基づき、
福祉に関する諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す
令和3年度から令和8年度までの「福祉分野の上位計画」ピヨ！

■総合計画など各行政計画との関係図

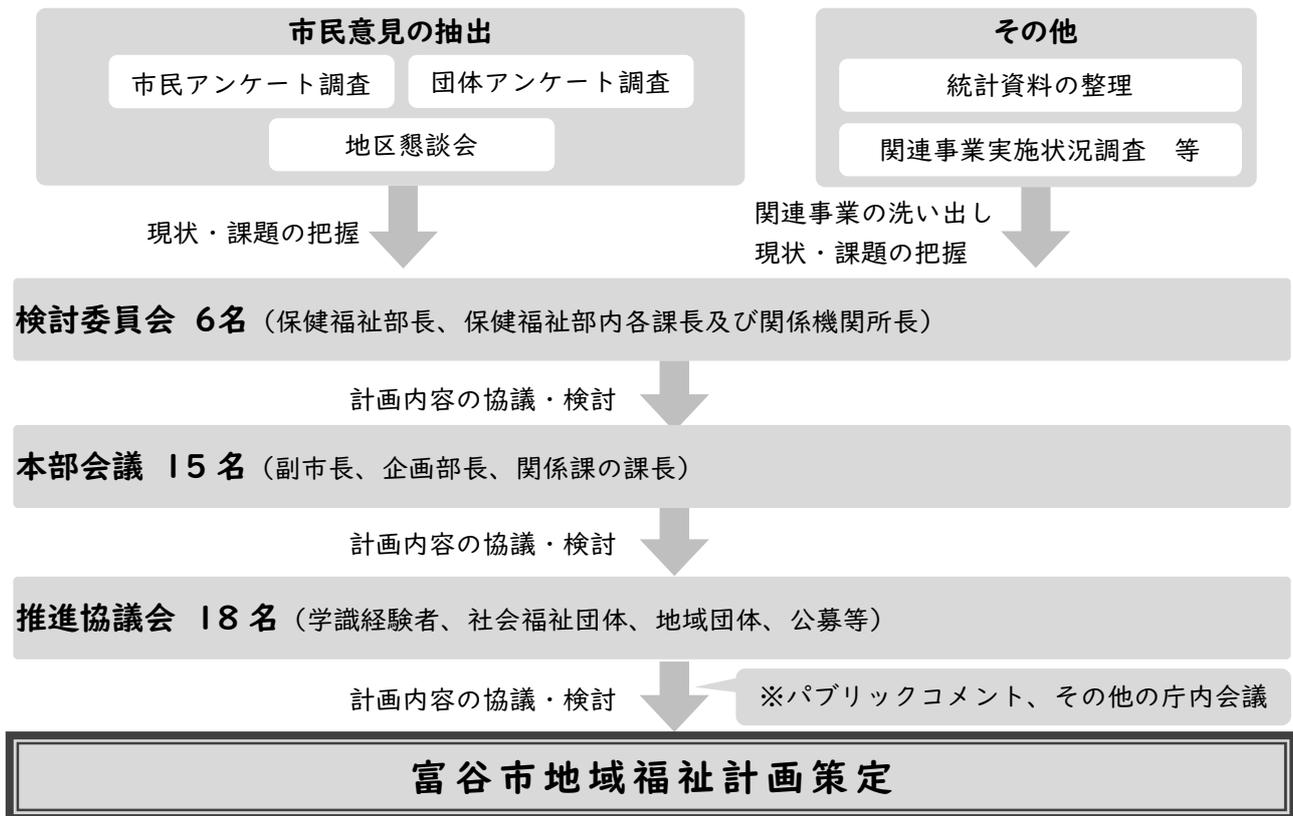


■各行政計画等の計画期間（本計画は6年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。）

計画の名称	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
総合計画・地方創生総合戦略	基本構想					次期計画
	後期基本計画・地方創生総合戦略					次期計画
地域福祉計画	本計画					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度			次期計画		
障がい者計画	平成30年度～令和5年度			次期計画		
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度			次期計画		
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度			次期計画		
健康推進計画	平成29年度～令和5年度			次期計画		
食育推進計画	平成29年度～令和8年度					
宮城県地域福祉支援計画	令和3年度～令和7年度					次期計画
富谷市社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画	平成30年度～令和9年度					

5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、以下の体制により、現状把握及び課題の抽出と計画内容の協議を進めます。

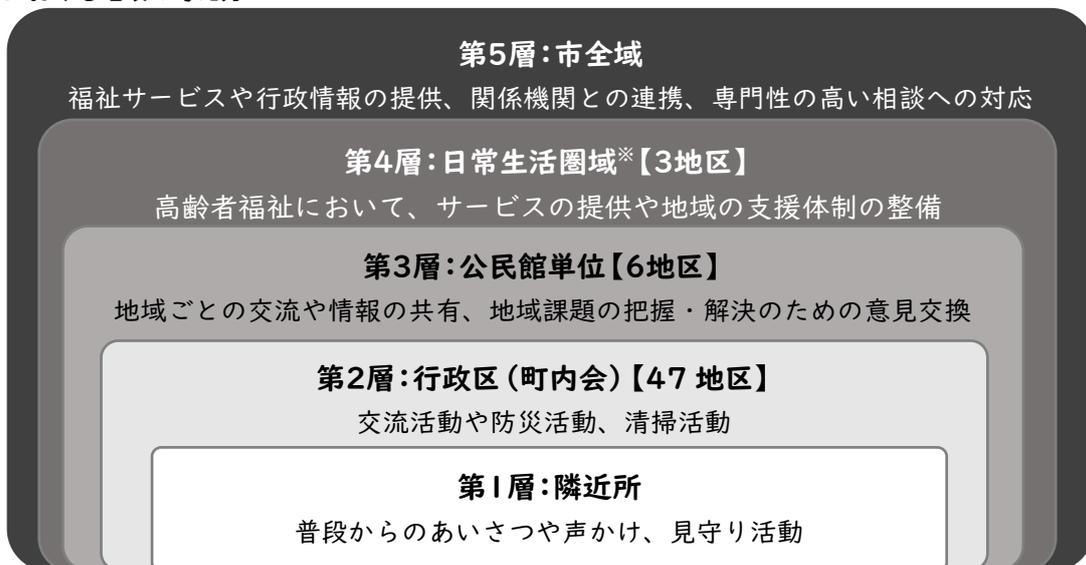


6 地域の範囲の考え方



地域福祉を進めていくためには、市全体や行政区、隣近所などそれぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが大切ピョ！

■富谷市における地域の考え方



※第4層の「日常生活圏域」は、高齢者福祉の分野において人口や地理的条件、施設の整備状況等を踏まえて設定されているため、第3層の「公民館単位」の地区と一致していない場合があります。

7 各種調査の実施概要

(1) 市民アンケート調査

本計画の策定に向けて、市の現状や課題、市民のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査地域	市内全域	
調査対象者	18歳以上の男女2,000人（地区や年齢ごとの人数を考慮し、対象者を抽出）	
調査期間	令和元年10月19日～令和元年11月5日	
調査方法	郵送配付・郵送回収	
有効配付数（宛先不明を除く）	有効回収数	有効回収率
1,993件	906件	45.5%

■調査結果の見方（団体アンケート調査も同様）

- ・回答結果の割合「%」は有効回収数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本資料内の分析文、グラフ、表において反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中の「n(number of case)」は、有効回収数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- ・表で掲載しているものについては、その他と不明・無回答を除く、一番大きい値に網掛けをしています。

(2) 団体アンケート調査

本計画の策定に向けて、市内の各地域で活動している団体や事業所の取り組み等を把握するとともに、団体や事業所から見た地域の現状をお聞きすることで地域課題の把握や今後の取り組みの参考とするためにアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査対象者	市内で活動している団体や事業所のうち、約100箇所 （福祉施設、NPO法人、商工会、町内会、地域活動団体、ボランティア団体、民間企業等）	
調査期間	令和元年11月17日～令和元年12月2日	
調査方法	郵送配付・郵送回収	
有効配付数	有効回収数	有効回収率
100件	94件	94.0%

(3) 地区懇談会

市民アンケート調査での量的調査、団体アンケート調査での質的調査に加え、市民の「生の声」をお聞きすることで地域の課題や必要な支援を明確に把握し、計画策定の参考にすることでより実効性のある計画となるように実施しました。

■実施概要

	①	②	③
実施日	令和2年1月29日(水)	令和2年1月31日(金)	令和2年2月2日(日)
時間	13:30~15:30	13:30~15:30	10:00~12:00
実施場所	富谷市役所	富ヶ丘公民館	東向陽台公民館
参加者	行政区の役員、民生委員・児童委員、福祉施設の職員、地域活動団体の会員、一般住民等		
参加者数(計79名)	32名	24名	23名

■プログラム

【ステップⅠ】

地域での良いところや困っているところは？

参加者の身近な地域(行政区)での良いところや困っているところを、各自で付箋に書き出してグループの中で発表しながら模造紙に貼っていきました。そして、似ている意見同士で分類分けをしました。



【ステップⅡ】

解決アイデアを出し合おう!

ステップⅠで挙げた「地域での良いところ」については継続していくために必要なこと、「地域での困っているところ」については改善するための解決アイデアをそれぞれ各自で付箋に書き出してグループの中で発表し、模造紙に貼っていきました。

【発表会】

話し合ったことについて、グループごとに発表し、会場全体で共有しました。

